

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月16日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第9号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警備部の分課) 第5条 警備部に、次の5課及び1隊を置く。 公安課 警備課 危機管理課 外事課 <u>サミット対策課</u> 機動隊</p> <p><u>(サミット対策課の分掌事務)</u> 第24条の2 <u>サミット対策課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 2023年主要国首脳会議及び関係閣僚会合(以下これらを「会合」という。)に係る警察事務の総合企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 会合に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。</u> <u>(3) 会合に係る警護対策に関すること。</u> <u>(4) 会合に係る警備対策に関すること。</u> <u>(5) 会合に係る交通対策に関すること。</u> <u>(6) 会合に係る特別派遣部隊に関すること。</u></p>	<p>(警備部の分課) 第5条 警備部に、次の4課及び1隊を置く。 公安課 警備課 危機管理課 外事課 機動隊</p> <p>第24条の2 削除</p>

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警察官						警察官 以外の 職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	91	162	515	468	317	1,553	358	1,911
警 察 署	62	172	1,002	1,101	1,299	3,636	162	3,798
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

附 則

この公安委員会規則は、令和4年7月1日から施行する。